

# 目 次

## 第1 水質保全関係

### 【環境基準】

I 水質汚濁に係る環境基準	1-5
1 人の健康の保護に関する環境基準	1-5
2 生活環境の保全に関する環境基準	1-7
3 要監視項目及び指針値	1-15
II 環境基準の類型指定状況	1-18
1 環境基準類型指定表	1-18
2 水質測定地点一覧	1-34
3 環境基準点及び環境基準類型指定図	1-40
III 地下水の水質汚濁に係る環境基準等	1-45

### 【特定施設・排水基準等】

I 水質汚濁防止法に基づく特定施設・排水基準等	1-51
1 特定施設	1-51
2 排水基準	1-58
(1) 排水規制の法体系	1-58
(2) 水に関する基準の概要	1-60
(3) 水質汚濁防止法に基づく排水基準	1-61
ア.【有害物質の排水基準】	1-61
イ.【生活環境項目の排水基準】	1-66
II 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準	1-73
1 排水施設	1-73
2 排水基準	1-74
III 熊本県地下水保全条例に基づく基準等	1-76
1 水質の保全	1-76
2 水量の保全	1-83
【事故時の措置について】	1-85
【地下水汚染の未然防止のための実効ある取組制度について】	1-87

## 第2 大気汚染関係

I 大気汚染に係る環境基準等	2-3
II 特定施設、排出基準等	2-5
1 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設・水銀排出施設・粉じん発生施設・揮発性有機化合物排出施設	2-5
(1) ばい煙に係る排出基準	2-5
(2) 水銀排出施設に係る基準	2-24
(3) 一般粉じんに係る基準	2-30
(4) 特定粉じん（石綿、アスベスト）に係る基準	2-31
(5) 揮発性有機化合物（VOC）排出施設に係る排出基準	2-37
2 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設・排出基準・粉じん発生施設	2-39
(1) ばい煙に係る排出基準	2-39
(2) 粉じんに係る基準	2-42
III 熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱	2-43
IV 熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項	2-48
V PM2.5（微小粒子状物質）に係る暫定的な対応方針	2-52
VI 特定特殊自動車排出ガスの規制等	2-54

### 第3 ダイオキシン類関係

I	ダイオキシン類の耐容一日摂取量	3-3
II	ダイオキシン類に係る環境基準	3-3
III	ダイオキシン類に係る排出基準等	3-4
1	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設と排出基準	3-4
2	廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理	3-6
3	測定義務等	3-7
4	測定方法	3-7

### 第4 騒音関係

I	騒音に係る環境基準	4-3
II	航空機騒音に係る環境基準	4-6
III	新幹線鉄道騒音に係る環境基準	4-8
IV	騒音規制法による規制	4-10
V	熊本県生活環境の保全等に関する条例による規制	4-16

### 第5 振動関係

I	特定工場等（工場、事業場）、特定建設作業及び道路交通振動における規制地域	5-3
II	特定工場等（工場、事業場）、特定建設作業及び道路交通振動における規制基準	5-3
III	振動の測定	5-4
IV	振動規制法に基づく地域指定区域区分	5-6
V	特定施設の種類並びに特定建設作業	5-9

### 第6 悪臭関係

I	規制物質	6-3
II	特定悪臭物質に係る規制の方法	6-4
III	規制基準	6-5
IV	規制地域	6-7

### 第7 土壌汚染関係

I	土壌の汚染に係る環境基準	7-3
II	土壌汚染対策法	7-6
1	土壌汚染対策法の概要	7-6
2	対象物質と基準	7-7
3	土壌汚染状況調査	7-8

### 第8 公害防止管理者関係

1	法の目的	8-3
2	制度の概要	8-3
3	特定工場	8-3
4	公害防止統括者等の選任について	8-7

環境保全関係用語集	9-1
-----------	-----